蕨ゆたか保育園 重要事項説明書

I. 事業の目的

蕨ゆたか保育園(以下「当園」という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児(以下「園児」という。)を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

2. 運営の方針

- (I) 当園を利用する乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に 増進するものとする。
- (2) 保育に関する専門性を有する職員が、利用乳幼児の家庭との密接な連携のもとに、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- (3) 利用乳幼児の家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めていくものとする。
- (4) 児童福祉法その他関係法令等を尊守し、運営を行うものとする。

3. 設置者

設置者の名称	社会福祉法人 良心会 蕨ゆたか保育園
代表氏名	理事長 島田 多聞
所在地	川口市木曽呂496-2
電話番号	048-290-0500

4. 法人の沿革

(-, , µ-)	
平成23年 8月	さいたま市桜区「きりん保育ルーム」認可外保育室 開園
平成24年 4月	さいたま市指定家庭保育室認定
平成27年 4月	さいたま市 小規模認可園A型へ移行
	定員数 O歳児~2歳児 19名
平成27年 6月	株式会社 anju 設立
平成28年 4月	さいたま市浦和区「きりん保育ルーム常盤園」小規模認可園A型 開園
	定員数 O歳児~2歳児 I5名
	川口市芝中田「ゆたか保育園」小規模認可園A型 開園
	定員数 O歳児~2歳児 19名
平成29年 4月	株式会社 anju 蕨市中央3丁目「蕨ゆたか保育園」認可園 開園
	定員数 O歳児~5歳児 60名
平成30年 4月	社会福祉法人 良心会 「川口木曽呂ゆたか保育園」認可園 開園
	定員数 O歳児~5歳児 62名
令和2年4月	社会福祉法人 良心会 「蕨錦町ゆたか保育園」認可園 開園
	定員数 O歳児~5歳児 69名
	蕨市中央3丁目「蕨ゆたか保育園」認可園 園児増員
	定員数 O歳児~5歳児 88名
令和3年 4月	さいたま市南区「きりん保育ルーム中浦和園」小規模認可園A型 開園
	定員数 O歳児~2歳児 I7名
令和5年 4月	社会福祉法人 良心会 「蕨ゆたか保育園」認可園 運営変更

5. 当園の概要

園名・管理者(園長)氏名	蕨ゆたか	蕨ゆたか保育園 朽木利恵					
所在地	蕨市中央	蕨市中央3丁目5-7					
電話番号	Tel: 04	8-420-91	95 Fax:	048-420-9	7196		
認可年月日	平成29年	F4月1日					
利用定員	0歳児	I 歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
初加足其	6名	10名	12名	20名	20名	20名	88名
自己評価の概要	当園が定め	る自己評価	i基準に基づ	き毎年度実力	施		
第三者評価の概要	当園が指定	ζする評価機	関に評価を	5年ごとに1	依頼し実施	予定	
	l 当園が指定する日本保育協会主催の研修に参加						
職員の研修実施状況	2	2 蕨市が実施する保育士研修、専門研修に参加					
	3	埼玉県及び	ぶ法人内研修	・園内研修	を実施、参	加	

6. 施設の概要

敷地面積	676.8 m²		
建物構造	鉄骨造 2 階建て		
建築年次	平成29年2月28日竣工/令和2年3月10日竣工		
建物面積	559.45㎡(1階279.45㎡ 2階280.00㎡)		
保育室数及び面積	乳児3室102.47㎡(1階) 幼児3室130.22㎡(2階)		
屋外遊戯場	敷地内 154.74㎡		
設備概要	遊戯室、調理室、事務室(医務室兼用)、トイレ、沐浴室		
加入保険	スポーツ共済、施設賠償責任保険		

7. 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
管理者(園長)	1名	保育園の運営管理全般、職員の指導監督
主任	1名	管理者の補佐、職員指導総括、地域保護者への子育て支援
副主任(乳児・幼児)	2名	地域の保護者等への子育て支援、保育士等の総括
保育士	I 5名	保育業務、保育計画等の立案、家庭との連絡
保育従事者	0名	保育業務の補助
調理員	自園	給食調理業務
事務員	1名	事務全般

8. 保育士配置基準

	0 歳児	I 歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5 歳児
ſ	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	30:1

9. 開園日、開園時間及び休園日

開園日	開園時間	休園日	
月曜日から金曜日	7時30分~19時30分	日曜日 民の祝日に関する法律に規定する休日	国年末
土曜日	7時30分~18時30分	年始(12月29日~1月3日まで)	- / /

	保育提供時間	延長保育時間	
	(月曜日~金曜日)	(月曜日~金曜日)	
伊	7時30分~18時30分まで	8時30分~ 9時30分まで	
保育標準時間	(土曜日)	(土曜日)	
	7時30分~18時30分まで	実施しておりません	
	(月曜日~土曜日)	(月曜日~金曜日)	
	8時30分~16時30分まで	①7時30分~8時30分まで	
保育短時間		②16時30分~19時30分まで	
	就業体制で時間変更を必要とする場合はご相 談ください。	(土曜日)	
	DX \ / C C V o	実施しておりません	

10. 保育提供時間、延長保育時間、土曜日保育時間

- (1) 保育時間は、原則的に、就労時間に通勤時間を加えたものとします。
- (2) 勤務が休みの場合は、ご家庭での保育をお願い致します。 やむを得ず保育を必要とする場合は、9:00~16:00でのお預かりとなりますので、ご相談ください。
- (3) 延長保育に当たりましては、延長保育申込書と別途延長料金が必要となります。
- (4) 延長保育は標準時間児、短時間児ともにそれぞれの平常の保育時間を超えて保育が必要な場合のみ実施していますので、延長保育申し込みの際にご相談ください。
- (5) 土曜日の延長保育は実施しておりません。
- (6) 土曜日保育は、両親どちらも仕事の場合のみお預かりとなります。
- (7) 利用される方は、土曜日保育利用申請書が必要となります。<u>前月20日まで</u>に申請してください。 満1歳の誕生日を迎えるまでは延長保育の利用はできません。

| | 提供する保育内容

(I) (I) 保育理念

「子どもの最善の利益を優先し、一人ひとりの子どもの人権を尊重した保育及び教育」

- ② 保育目標
 - 心も体もたくましい子ども -
 - ・明るく、元気な子
 - ・思いやりのある、優しい子
 - ・最後まで、頑張る子
 - ・よく考えて、積極的に遊ぶ子

③ 保育方針

- ・自分で考え行動できる力が身につくよう、一人ひとりの個性を大切にしながら十分な配慮を した保育を行います。
- ・子どもの健やかな成長と発達を援助し、安心して生活できる環境を作ります。
- ④ はだし保育
 - ・本園では、「はだし保育」を実施しています。細心の注意を払って保育にあたっております。
- ⑤ 遊び・散歩
 - ・天候に応じて園庭や散歩、保育室であそびます。



(2) クラス名

Ī	0歳児	I 歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
I	りす	うさぎ	こあら	ぱんだ	ぞう	らいおん

(3) | 日の保育の流れ

. ,	(3) 「口の八八日の八九日の			
	O歳児			
7:30	開園			
	順次登園			
	室内遊び			
9:00	各クラス別保育			
	午前おやつ			
	朝の会・活動			
10:30	離乳食(I回食)・昼食			
11:00	午睡			
5				
14:30	離乳食(2回食)			
	午後おやつ			
16:00	帰りの会			
	順次降園			
17:30	合同保育			
18:30	延長保育			
	おやつ			
19:30	閉園			

	・2・3・4・5歳児
7:30	開園
	順次登園
	室内自由遊び
9:00	各クラス別保育
	午前おやつ(I歳児のみ)
	水分補給
	朝の会・各クラス活動
11:00	昼食
12:30	午睡
\$	
15:30	午後おやつ
16:00	帰りの会
	順次降園
16:30	合同保育
18:30	延長保育
	おやつ
19:30	閉園

[※]満 | 歳の誕生日を迎えるまでは延長保育の利用はできません。

(4) 主な年間行事予定

	入園・進級式		★運動会
4月		IO月	
4 /3	(★新入園児のみ)		ハロウィン
	★懇談会	11月	内科健診
5月	こどもの日	1 1 / 1	サッカー大会(5歳児のみ)
3 /1	歯科健診	12月	クリスマス会
6月	内科健診	127	保育納め
0 /1	★保護者会	Ⅰ月	保育始め
7月	プール開き	1 73	★保育参観・保護者会
7.73	なつまつり (変更有)	2月	節分
8月	プール納め	27	
0.7			ひなまつり
9月	お月見	3月	お別れ会
7 /3	★引き取り訓練		★卒園式(卒園児のみ)



※その他毎月、避難訓練・お誕生日会・体操教室/英語教室(幼児クラスのみ)を行っています。 ※身体測定は乳児・幼児は毎月行います。

★は保護者の方も参加となります。

Ⅰ2. 衛生管理

当園における衛生管理は、次に挙げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、衛生管理を行うものとする。

- (I) 利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に提供する水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 厚生労働省の定めるガイドラインに基づき、感染症又は食中毒が発生し、蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。
- (3) 当園は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うものとする。 尚、園での投薬は利用園児の安全面・健康面を考慮し、原則行わないものとする。

Ⅰ3. 食事

- (1) 当園における食事は次に挙げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、提供するものとする。
- ① 登園の施設内において調理するものとする。
- ② 献立はできる限り変化に営み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養を含有するものとする。
- ③ 食品の種類及び調理方法は、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。
- ④ 保護者に献立の配布・写真の掲示をし、家庭との連携を図る。利用乳幼児の健康的な生活を基本として、 家庭・保育所相互に食を営む力の育成に努めるものとする。
- ⑤ 粉ミルクは園で用意致します。 (ミルクメーカーについては要相談)

(2) 給食について

- ① 脊園時間が11時を過ぎますと衛生上、調理食品の保存が出来ないので、給食のご用意ができません。
- ② アレルギーの疑いがあり、ご家庭で除去している食品などがありましたら、事前に園へお申し出下さい。
- ③ I歳児以上は、食材チェック表の確認を必ずして下さい。食べたことがない食材がある場合は、入園までに食して下さい。園で初めて食べる食材がないようご協力お願い致します。
- ④ 0歳児は、食材チェック表を利用しながら、離乳食を進めて行きます。

(3) アレルギーについて

アレルギー疾患を有する子どもに対して「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に従い、医師の診断 及び指示に基づき園で除去などの対応をします。

- ① 医師の診断及び指示のもと「生活管理指導表」を必ず提出して下さい。指導表に基づき除去します。
- ② 年に1回以上、症状を正しく把握し、子どものアレルギー対応を適切に進めるため、「生活管理指導表」 の再提出をお願いします。
- ③ 定期的に対応内容の確認、情報共有の同意について個々に面談をさせて頂きます。
- ④ 医師の指示のもと、除去が必要とされる食材をご家庭で少量摂取する場合は、摂取してからの登園は、 出来る限りご遠慮下さい。登園後症状が出てしまった場合には保護者の方にご連絡致します。お迎え等を お願いする事がありますので、予めご了承ください。



14. 当園の利用に留意していただきたいこと

(1) 慣らし保育

初めて入園したお子様に負担がかからないよう、徐々に保育園生活に慣れるため、保育時間を少しづつ延ばしていく「慣らし保育」を行います。お子様の年齢・食事・睡眠状況に応じて日程や時間が個々に異なることがありますので、ご理解、ご協力お願い致します。(転園児も慣らし保育を行います。)

- (2) 送迎について
- ① 9時までに登園するようにして下さい。
- ② 登園時は、必ず保護者の方が保育室まで同伴し保育士に預けて下さい。 降園時は、保護者同伴で保育士に声をかけてからお帰り下さい。
- ③ 欠席や遅刻する場合は、9時までに園にご連絡下さい。
- 事務所前の降園時間表にお迎え時間とお迎えに来る人を記入して下さい。急な時間変更やお迎えに来る人の変更がある場合は、原則としてお迎えを予定していた方が必ずご連絡下さい。防犯対策とお子様を安全にお返しするためですので、宜しくお願い致します。※保育利用時間は、勤務証明書をもとに毎年確認させていただきます。
- ⑤ お迎え後は、玄関前や駐車場では遊ばず、速やかに降園して下さい。近隣の方のご迷惑となります。
- 車での送迎の際は、お互いに譲り合い、事故の無い様にして下さい。車から離れる場合は、必ずエンジンを停め、子どもを車内に残したままにしないで下さい。
- ⑦ ベビーカー置き場を利用される際は、第2園庭をご利用下さい。 管理につきましては、自己責任となりますので、ご了承下さい。
- ⑧ 自転車での送迎の際は、園指定の場所をご利用下さい。当園には駐輪場がありませんので、 送迎時以外の時間に、駐輪する事がないようにお願い致します。
- 衝突防止の為、園内敷地内での自転車のスピードには気を付けてください。
- ⑩ お迎え前の買い物はせず、仕事が終わり次第お迎えに来て下さい。
- (3) 当園と保護者の日常連絡について
- ① 連絡事項は、連絡帳・掲示板・園だより、ホワイトボード等でお知らせします。
- ② 0~2歳児の保護者の方は毎日連絡帳に目を通し、ご家庭での様子を記入して提出して下さい。
- ③ 3~5歳児は各クラスの1日の様子、伝達事項等をホワイトボードでお伝えします。 玄関入り口に掲示していますので毎日ご確認ください。
- (4) アイティーサービスの活用について(一斉メール) メール登録をして頂き、手紙配信や急なおしらせがある際に活用します。(毎年更新します。)

| 15. 家庭状況の変更

- (1) 園に提出した書類に記載した事項に変更が生じたときは必ずお申し出ください。
- (2)勤務状況について、勤務先に直接連絡をさせて頂く場合があります。
- (3)保険証が新しいものになった時は必ず園にコピーを提出してください。

16. 個人情報保護

当法人にて情報セキュリティーポリシー(基本方針)を制定。職員間で個人情報についての研修を行い、 遵守することを徹底する。当園の職員(職員であった者も含む)は、正当な理由がなく、その業務上知り 得た利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

17. 健康・病気・体調管理について

(1) 健康診断

当園は、利用乳幼児に対し、年2回定期健康診断、年1回歯科検診を学校保健安全法の規定する健康診断に 準じて行うものとします。又、毎月身体測定、定期的に胸囲・頭囲の測定を行います。

(2) 園でお預かりする薬について

園での与薬は医療行為となる為、かかりつけの医療機関へ I 日 2 回、朝・晩の薬を処方して頂けるよう 保護者様へご協力のお願いをしております。 I 日 3 回服用しなければならない薬・軟膏等が必要な場合は、 ご家庭で与薬依頼書を園しおり又は、ホームページから用紙をコピーし、 I 日分の薬と薬剤情報提供書を 一緒に必ず職員に手渡しで依頼してください。連絡帳やカバンの中にある薬は与薬出来ませんので、予め ご了承ください。

※お預かり出来る与薬は、医師から処方されたものに限ります。処方薬の日付が経過している薬は、お預りできません。必ず受診された薬を持参下さい。薬、容器、袋に日付と名前を記入して下さい。

(3) 体調管理

- ① 毎朝、登園前に必ず体温や健康状態等の確認をお願いします。 (普段と様子の違う場合には、職員に必ず お伝え下さい。)
- ② 前日、又は朝から発熱や体調が悪い時には、登園を見合わせてください。解熱後24時間は、ご家庭での保育にご協力お願い致します。登園後、発熱(37.5度以上)、発病、大きな怪我、緊急時は連絡致します。早めにお迎えに来てください。

保育中の怪我等で受診する場合は、保護者様に連絡をさせて急を要する時や連絡がつかない場合は、 ない場合は、受診を優先させていただくことがあります。園で加入している独立行政法人日本スポーツ 振興センター法(スポーツ共済)による災害給付制度に該当する場合は、園で事務手続きを行います。

③ 予防接種を受けた当日の保育はご遠慮下さい。副作用による急な体調の変化が起きやすく、安静が必要な為、ご協力お願い致します。予防接種を受けた際は、健康記録に追記いたしますのでお報せください。

(4) 病気

お子さんの発熱や嘔吐等の体調不良の際は、自己判断せずに必ず病院で受診してください。

(5)感染症について

お子様が感染症に感染した場合、。必ず園に病名を知らせ、医師の指示のもと登園は控えてください。 感染症に感染した場合、医師又は保護者様に記入して頂く、「意見書」「登園届」の登園許可証を持参の 上、登園下さい。許可書の持参がない場合は、お子様をお預かりできませんので予めご了承ください。 ※病後の登園は通常保育が出来る状態になったと園で判断させて頂きますので、無理のない状態での登園で お願い致します。

(6) 医師の意見書及び保護者の登園届

保育所入所児がよくかかる感染症<別表 I (意見書)、別表 2 (登園届) > については、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、意見書または登園届の提出をお願いします。尚、登園の目安は、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。集団での感染症の発症や流行をできるだけ防ぐ事はもちろん、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できることが大切です。保育所での集団生活に適応できる 状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

18. 委託医

(1) 内科

(2) 歯科

名称 :川口並木クリニック 名称 :西村歯科医院

医院長名 : 神谷 文雄 医院長名 : 西村 健

住所 :川口市並木3-34-17 住所 :川口市西川口1-24-7

電話番号 : 048-253-3994 電話番号 : 048-252-4597



19. 非常災害時

当園では、毎月の避難訓練に加え、引き取り訓練、消防訓練等を実施しています。 引き取り訓練を年1回行います。訓練の参加にご協力お願い致します。

(1) 非常時の対応

保育時間中に、自然災害・火災その他の災害が発生した場合は、別に定める「非常災害マニュアル」に 従って行動し、利用乳幼児の安全を図ります。

緊急避難場所 <平日7:30~8:30、18:00~19:30>

<平日8:30~18:00> <土曜日7:30~18:30>

第 | 中央公民館(市民会館横) 第 | 文化ホールくるる

第2 中央公園 第2 中央公園 又は、市民会館横

第3 文化ホールくるる

※園入口掲示板に地図を掲示しておりますので、事前に場所の確認をお願い致します。

※園の緊急連絡先は園携帯にお願い致します。「171の災害伝言ダイヤル」を利用します。

(園携帯は、園外行事等で使用しますので、必ず登録を忘れないようにしてください。)

(2) 自然災害での対応

警報が発令した場合でも開園はしますが、危険とされる予報による計画運休等があった場合は、休園する 事があります。児童の安全の為無理せず、登園を見合わせてください。

(登園時間が11時を過ぎますと衛生管理上、調理食品の保存が出来ない為、給食のご用意はできません。)

当日、開園中に上記の発令が出た場合はできるだけ速やかにお迎えに来て頂きますよう宜しくお願い致します。

(3) 地震発生について

- ① 開園中、震度5以上の地震が発生した場合は、速やかにお迎えをお願い致します。
- ② 園入口掲示板に、緊急避難場所を提示してありますので、ご確認をお願い致します。
- ③ 園内の安全が確保できないと判断した場合は、園入口に避難場所を掲示し避難します。
- ④ 翌日、保育ができない状況の場合、環境を整える為閉園する事があります。

20. 保育料

(I) 国が定める額を限度として、保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定めた額。

(2) 延長保育時間

標準時間利用児 18:30~19:30 短時間利用児 7:30~8:30

延長保育利用額 30分 200円

※19:30過ぎのお預かりは、電車遅延を含めお受けしておりません。

(10分ごとに超過料金1000円請求させていただきます。)

- ※玄関の時計が延長時間になった時点で延長料金が発生いたしますので、予めご了承ください。
- ※短時間利用児の朝の延長利用も同様です。

(3)実費徴収

: 年額 3,600円 布団リース代

主食費/副食費 7.500円(主食費3,000円/副食費4.500円) :月額

集金袋 :入所時1回購入 200円 連絡帳 :年額600円(2歳児以下) 出席ブック : 1 冊300円(3歳児以上) :入所時 | 回購入 | 1,200円 園帽子代 スポーツ共済費 :年間 200円 (一部園負担)

:年額 200円(3歳児以上) 自由画帳

クレヨン :入所時 | 回購入 600円(3歳児以上)

その他 :イベント代、写真代

※スポーツ共済費 独立行政法人日本スポーツ振興センター

「災害共済給付制度」 詳細別紙

2 1. お支払い方法

延長保育料・実費徴収額は集金袋にて現金回収させて頂きます。おつりがないようにご準備ください。 支払い期日は、当月5日までの7:30~16:30に事務所か職員へ必ず手渡しでお願い致します。 カバンの中や連絡帳に挟んだ状態は、集金袋の紛失の原因となりますのでご協力お願い致します。



22. 保育内容に関する苦情解決責任

(1) 苦情解決責任者

担 当: 蕨ゆたか保育園 所 在 地: 蕨市中央3-5-7

担当氏名:理事長 島田 多聞

受付時間:9:00~17:00

受付方法:電話 090-7821-7732

メール arpege.nursery@gmail.com

(2) 窓口

窓口設置場所:蕨ゆたか保育園 事務室内

窓口開設時間: 9:00~17:00

担 当 氏 名 : 朽木利恵

受付方法:電話 048-420-9195 FAX 048-420-9196

メール yutakahoikuen2017warabi@outlook.jp

(3) 第三者窓口

担 当:社会福祉法人 博愛会 なぎさ川口宮町保育園 施設長 菊池 和泉

所 在 地:川口市宮町8-10 受付時間: 9:00~17:00

受付方法:電話 048-229-0500

担 当:アルページュ保育園 施設長 安部 江津子

所 在 地:さいたま市浦和区仲町2-11-12

受付時間:9:00~17:00

受付方法:電話 048-767-8675



<別表1>医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす	
麻疹(はしか)	発症 日前から発疹出現後の4日後まで 解熱後3日を経過していること		
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後 3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日 経過していること	
風疹	発疹出現の7日前から7日後くらい	発疹が消失していること	
水痘(水ぼうそう)	発疹出現 I ~2日前から痂皮(かさぶた)形 成まで	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化している こと	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること	
結核	<u>—</u>	医師により感染の恐れがないと認められて いること	
因頭結膜炎(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日 経過していること	
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること	
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を 経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌 性物質製剤による5日間の治療が終了してい ること	
腸管出血性大腸菌感染 症(0157、026、0111 等)		医師により感染の恐れがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)	
急性出血性結膜炎	_	医師により感染の恐れがないと認められて いること	
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	_	医師により感染の恐れがないと認められて いること	
新型コロナウイルス感 染症	発症後5日間	発症してから5日間を経過し、かつ症状軽快 後1日を経過すること	

[※]感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については (−) としている。

意 見 書 (医師記入)

保育園施設長殿

入園児童名

(病名) (該当疾患に☑をお願いします。)

□麻疹(はしか)※	□咽頭結膜炎(プール熱)※
ロインフルエンザ※	□流行性角結膜炎
□風疹	□百日咳
□水痘(水ぼうそう)	□腸管出血性大腸菌感染症(0157、026、0111等)
□流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	□急性出血性結膜炎
□結核	□侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)
□新型コロナウイルス感染症	

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。

<別表2>医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす	
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 I 日 間	抗菌薬内服後24~48時間が経過している こ と	
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日 間	発熱や激しい咳が治まっていること	
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること	
伝染性紅斑 (りんご病)	発疹出現前の 週間	全身状態が良いこと	
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタ ウイルス、アデノウイ ルス等)	症状のある間と、症状消失後 週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が とれること	
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に カ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること	
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと	
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化している こと	
突発性発疹	_	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと	

[※]感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。

登 園 届 (保護者記入)

保育園施設長殿

人	遠	児	童	名
---	---	---	---	---

(病名) (該当疾患に☑をお願いします。)

□溶連菌感染症	□RSウイルス感染症
□マイコプラズマ肺炎	□帯状疱疹
□手足口病	□突発性発疹
□伝染性紅斑(りんご病)	□ウイルス性胃腸炎
ロヘルパンギーナ	(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)

(医療機関名) 年月日受診)において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、年月日より登園いたします。

年 月 日

保護者名

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

コピーしてお使いください